

■新労務単価の特例措置等に関するお知らせ（平成30年2月23日）

国土交通省が「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価等」及び「平成30年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）を決定・公表したことに伴い、下記の通り対応します。

記

1. 新労務単価等適用に伴う特例措置

平成30年3月1日以降に当初契約を行った工事請負契約及びその他請負契約（建設コンサルタント業務に限る。）のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、請負人が新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができます。

2. インフレスライド条項（工事請負契約約款第25条第6項）の運用

平成30年2月28日以前に当初契約を行った工事請負契約について、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項を国に準拠して運用します。